

非常災害発生時における新たな制度

東京湾内に大津波警報が発表されるような非常災害*が発生し、これにより東京湾内の船舶交通に危険が生ずるおそれのある場合、東京湾内にある船舶に対して、海上保安庁長官が非常災害が発生した旨の周知を行います。

東京湾海上交通センターを呼び出す場合で、VHF無線電話16CHが混雑しているときは、13CHにより呼び出してください。

*非常災害の例として、東京湾内に大津波警報が発表された場合や大型タンカーからの大規模な危険物の流出や火災発生など、その影響が東京湾内広範囲に及ぶような災害をいいます。

情報聴取義務



非常災害時は、船舶の安全な航行を支援するため、非常災害等に関し提供される情報を聴取しなければなりません。

●対象船舶

長さ50メートル以上の船舶

●非常災害時の情報聴取義務海域

東京湾のほぼ全域が対象となります。海上交通安全法が適用される海域の他、京浜港、千葉港、木更津港、横須賀港、館山港に適用されます。

●非常災害時の航行制限等

非常災害時には、船舶交通の危険を防止するため、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などの措置をとる場合があります。

非常災害時の大型船舶優先の避難錨地



非常災害時等には、木更津沖が、大型船舶優先の避難錨地となります。

*大型船舶(タグボートの補助や水先人の乗船を必要とする船舶)の優先避難錨地として、木更津沖の海域を設定しますので、大型船舶以外の船舶は、この海域を避けるようご協力をお願いします。また、避難する船舶の通航帯を確保するため、航路・経路指定海域等付近での錨泊の自粛をお願いします。

●非常災害時の大型船舶優先避難錨地

- ① 北緯35度27分25秒東経139度51分14秒
- ② 北緯35度25分39秒東経139度52分00秒
- ③ 北緯35度23分54秒東経139度48分42秒
- ④ 北緯35度25分03秒東経139度47分40秒

の各地点を順に結んだ線及び①と④を結んだ線により囲まれた海域。

*大津波警報等による非常災害の場合は、湾外進出可能であれば湾外退避をお願いします。

各種通報先

VHF無線電話による呼出名称等

港則法及び海上交通安全法に基づく通報等で用いるVHF無線電話による呼出名称を「とうきょうマーチス」に統一するほか、VHF無線電話のチャンネル(69CH)を増波します。

*各管制水路及びその周辺海域に関する問い合わせを行う際は、呼出し及び応答の後、千葉航路及び市原航路の場合は「ちば」東京西航路及び東京東航路の場合は「とうきょう」川崎航路、鶴見航路及び京浜運河の場合は「かわさき」横浜航路の場合は「よこはま」を冒頭に冠して通報して下さい。

*これまで港内交通管制室で使用していた呼出名称「○○こうないほあん」及び「○○ハーレーダー」は廃止します。

東京湾海上交通センターで使用するVHF無線電話のCH

12CH, 13CH, 14CH, 16CH, 22CH, 69CH

通信例

東京マーチス、こちらは○○丸
ちば 感度いかが。

○○丸、こちらは東京マーチス
ちば チャンネル○○変波願います。

東京湾海上交通センター

事前通報・航路通報先

海上交通安全法の航路通報及び港則法の事前通報の通報先が次のとおり変わります。(事前通報以外の港則法の届出、許可申請等は、これまでどおりです。)

航路通報

現行 046-843-8622~8624(電話)
046-844-4720(FAX)

平成29年12月上旬~ 045-225-9140~9141(電話)
045-225-9142(FAX)

*港則法の事前通報を省略する場合は、海上交通安全法の航路通報に港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追記して下さい。
*上記連絡先に加え、NACCS(<http://www.naccs.jp/>)は平成29年10月から通常どおり利用できます。

事前通報

現行 千葉 043-242-0009(電話) 043-242-0013(FAX)
東京 03-5500-0769(電話) 03-5500-0595(FAX)
川崎/横浜 045-621-5957(電話) 045-623-5045(FAX)

平成29年10月下旬~ 千葉 045-225-9150(電話) 045-225-9153(FAX)

平成29年11月上旬~ 東京 045-225-9151(電話) 045-225-9154(FAX)

平成29年10月下旬~ 川崎/横浜 045-225-9152(電話) 045-225-9155(FAX)

*電話・FAX番号の変更は詳細な日付が決まり次第、HP等で別途周知します。
*上記連絡先に加え、NACCS(<http://www.naccs.jp/>)は通常どおり利用できます。



第三管区海上保安本部交通部航行安全課

住所 〒231-8818神奈川県横浜市中区北仲通5-57
電話番号 045-211-1118(代表)

東京湾における海上交通管制の一元化

平成30年1月31日運用開始



船舶の運航を安全・効率的に支援するため
東京湾が生まれ変わります

東京湾内の各港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合



NEW

東京湾
海上交通センター
(横浜第二合同庁舎)

第三管区海上保安本部

平常時 における新たな制度

入域通報 ※改正海交法第32条の通報

非常災害時に指定海域内に所在する船舶を把握するため、**指定海域に入域する対象船舶**は、東京湾海上交通センターに対しVHF無線電話等による**入域通報が必要**となります。

※これまでの位置通報は廃止します。



●対象船舶

長さ50メートル以上の船舶

(AISを作動させている船舶を除く※)

※簡易型AISを作動させている船舶は通報対象船舶です。
※総トン数100トン以上で30人以上搭載している船舶も通報をお願いします。
(AISを作動させている船舶を除く)

●通報事項

- ① 船舶の名称
- ② 呼出符号
- ③ 通報地点における船舶の位置
- ④ 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港(岸壁・錨地)
- ⑤ 船舶の長さ
- ⑥ 船舶の喫水

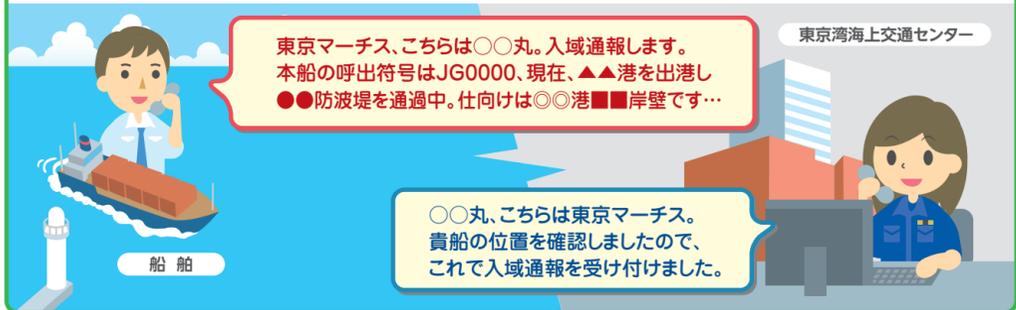
●通報位置

1. 入湾時
 - ・ 剣埼洲崎ライン
2. 出港時
 - 指定海域に入るとき 又は 入る前
 - ・ 各港の著名な物標等付近
 - ・ 周囲に著名物標がないときは北緯東経を通報

通報位置(例)

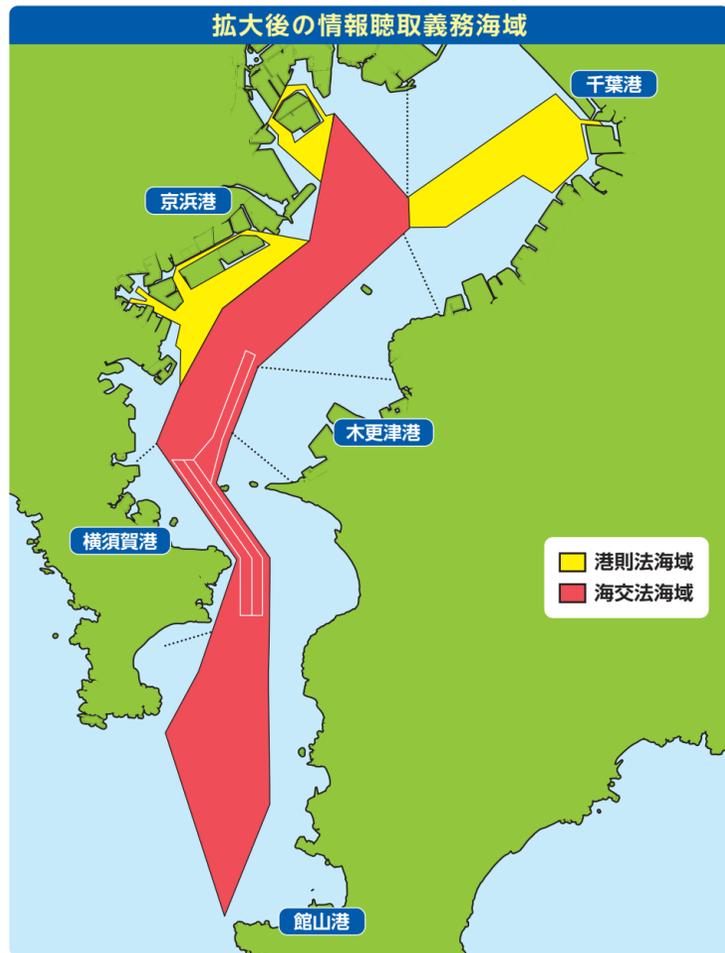
- ・ ○○航路・水路出航中、○○沖抜錨中、○○ブイ通過中、○○防波堤通過中などのタイミング
- ・ 入湾時においては、剣埼灯台と洲崎灯台を結んだ線を通過時に「剣埼洲崎ラインを通過中」

入域通報(例)



情報聴取義務海域の拡大

東京湾内を航行する船舶に対し、東京湾海上交通センターがVHF無線電話で提供する情報の**聴取義務海域**が拡大されます。



●情報聴取の対象船舶

- ・ 海上交通安全法適用海域では、長さ50メートル以上の船舶
- ・ 港則法適用海域では、総トン数500トンを超える船舶

●情報提供等

- ・ 情報聴取義務海域において、東京湾海上交通センターが船舶の安全な航行を支援するための情報提供や勧告などを行います。

港則法の事前通報の省略

各港管制水路入航前日正午までに行う港則法の**事前通報※**は、条件を満たすことで**省略**できます。また、海上交通安全法の**航路通報の変更時**においても**省略**できます。

※改正港則法第38条第2項の通報(改正前港則法第36条の3第2項の通報)

●省略の条件等

次の船舶は、浦賀水道航路入航前日正午までに行う**海上交通安全法の航路通報※(変更通報含む)**に、**港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追記**することで、港則法の事前通報を省略することができます。

※海上交通安全法第22条の通報

入港時

浦賀水道航路通航後、他の港に寄港したり、錨泊したりせず、港則法の管制水路を航行しようとする船舶

出港時

港則法の管制水路通航後、他の港に寄港したり、錨泊したりせず、浦賀水道航路を通航しようとする船舶

通報は、右の様式により行ってください。また、**海上交通安全法の航路通報と港則法の事前通報を個別に送付**する場合にも、可能な限り同様式を使用してください。

航路通報・事前通報共通様式



※通報の送付先は航路通報送付先と同じです
連絡先は裏面をご覧ください
※共通様式の入手はこちらから↓
<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

小型船の航法(千葉港)

千葉港では京浜港と同様に**小型船の航法が適用**となります。

千葉港は港則法第18条第2項に定める船舶交通が著しく混雑する特定港に指定されるため、総トン数500トン以下の船舶(小型船)は、総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければなりません。また、千葉港内を航行する総トン数500トンを超える船舶は国際信号旗数字旗1を掲揚しなければなりません。

入航時刻の指示等

危険を防止するために必要があるときは、京浜港及び千葉港の管制水路※を航行しようとする管制船に対し、水路の入航時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備等を指示する場合があります。

※横浜航路、鶴見航路、川崎航路、京浜運河、東京西航路、東京東航路、千葉航路、市原航路